





# 平成28年度 就学援助事業のお知らせ

雲仙市では、小・中学校児童生徒の就学費用に経済的理由でお困りの保護者の皆様に、学用品費、学校給食費などの費用の一部の援助を行っています。  
なお、援助内容、手続き方法、要件などについては、下記のとおりです。

## 援助内容

新入学用品費	新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部 ※ 小・中学校の1年生で4月当初認定者のみ	
学用品費	学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部	
通学用品費	通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部	
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部 ※ 通学距離（片道）が、小学生にあっては4km以上、中学生にあっては6km以上ある場合で、実際に利用する公共交通機関の旅客運賃に限る	
校外活動費 【宿泊なし】	児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部 ※ 交通費及び見学料のみ	
校外活動費 【宿泊あり】	児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部 ※ 交通費及び見学料のみ	
修学旅行費	修学旅行にかかる経費の一部 ※ 交通費・宿泊費・見学料・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料など	
体育実用具費	体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部 ※ 中学校の保健体育の授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものであって、柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式等（防具一式、剣道着、竹刀及び防具袋）のうちいずれか	
学校給食費	学校給食費で、保護者が負担する経費	
医療費	伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費 ア トラコーマ、結膜炎 イ 白せん、かいせん及び膿痂疹 ウ 中耳炎 エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド オ う歯（乳歯にあっては抜歯により、永久歯にあってはアマルガム充填、複合レジン充填又は銀合金インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。） カ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）	

※私立、県立の小・中学校へ就学している児童生徒については、通学費、学校給食費、医療費は対象になりません。

## 申請手続き方法

### (1) 提出書類

- 就学援助申請書（様式1、様式2、委任状・口座振込依頼書）**
- ・教育委員会学校教育課、生涯学習課各駐在に備え付けてあります。
  - ・雲仙市ホームページからもダウンロードできます。
- 要件に該当していることが確認できる書類**
- ・下表を参照し、最新のものを必ず添付してください。

要件（平成27・28年度）	提出書類	書類の発行者
●児童扶養手当の支給	なし ※	—
●国民年金の掛金の減免(全額免除のみ)	「国民年金保険料免除承認通知書」	日本年金機構
●市民税の非課税 (障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫) ・世帯全員が非課税の場合	なし ※	—
●市民税の減免	なし ※	—
●個人事業税の減免	「事業税減免承認の通知書」	振興局税務部
●固定資産税の減免	なし ※	—
●国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	なし ※	—
●生活福祉資金の貸付を受けている	「生活福祉基金貸付決定通知書」	社会福祉協議会
●生活保護の停止又は廃止	なし ※	—
●保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働又は職業安定所登録日雇労働をしている	「日雇労働被保険者手帳」	職業安定所

### 上記の要件に該当せず、次のいずれかに該当する場合

要件（平成27・28年度）	提出書類	書類の発行者
●世帯全員の収入が少ないため就学費用に困っている場合	なし ※ 住民税未申告等で収入が把握できない場合は認定ができませんのでご注意ください。	—
●火災等特別な事情	「罹災証明書」等	消防署等

※転入の方、市外の方（区域外就学）などで、雲仙市で所得、課税、児童福祉などの状況が把握できない方については書類が必要になりますので、下記へお問い合わせください。

### (2) 提出期限

〔在校生〕小学新2年生～中学新3年生 ※小学新1年生、転入生も受付けています。

**平成28年3月4日（金）まで**

〔小学新1年生、転入生〕

**平成28年4月8日（金）まで**

- ・提出期限までに申請し、認定を受けた場合は、4月当初からの就学援助が受けられます。
- ・提出期限後も申請受付をしていますが、援助額が少なくなる場合があります。

### (3) 提出先

教育委員会学校教育課、または生涯学習課各駐在（郵送可）

### (4) その他

**就学援助を受けるには、毎年度申請し、認定を受けなければなりません。**

3月末までに当初申請をされた方の認定決定は4月中旬、最初の支給は4月末を予定しています。

4月中旬に当初申請をされた方の認定決定は5月中旬、最初の支給は5月末を予定しています。

〔お問い合わせ・提出先〕

◎ **教育委員会 学校教育課（千々石庁舎）**

**〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地 ☎0957-37-3113**

〔提出先〕

国見駐在（国見町農村環境改善センター） ☎0957-78-1100    愛野駐在（愛野町公民館） ☎0957-36-0616  
 瑞穂駐在（瑞穂町公民館） ☎0957-77-2125    小浜駐在（小浜庁舎） ☎0957-74-5501  
 吾妻駐在（吾妻町ふるさと会館） ☎0957-38-3108    南串山駐在（南串山庁舎） ☎0957-88-3114